

5 教育・研究指導の内容・方法と条件整備 (4)

学位授与・課程修了の認定

1 学位授与

1) 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、及び、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

本項目では、大学基準協会設定の中項目《学位授与》の「A群:修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性」・「B群:学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性」について、併せて点検・評価を行う。

〔学位の授与状況に関する現状の説明〕

修士の学位の授与状況を入学年度ごとの入学者数、修了年度ごとの修了者数を照らし合わせて示すならば、下記のごとくなる。

平成5年度に設置された言語文化専攻は、設置年度より、今回の自己点検評価、点検時点に設定された平成15年5月1日までに受け入れた入学者数・修了者数

を関するならば、入学者数は112名、修了者数は86名である。修了者数に関しては平成14年度入学者12名、平成15年度入学者7名は、平成15年5月1日時点においては、いまだ修了者数には算入し得ないから平成13年度まで93名の入学者の中、86名に修士の学位授与が行われていることになる。7名の未授与者は中退者(5名)、留年者(2名)の数である。平成6年度に設置された思想文化専攻は設置年度より今回の自己点検評価実施時点迄に入学者数65名、修了者は54名、入学者数65名の中から平成14年度1名、平成15年度入学者数6名を引いた58名のうち54名が修士の学位授与者、未授与者は4名(中退者3名、留年者1名)ということになる。

次に人文学専攻・博士課程の学位授与状況を、別表に基づき検討、説明する。

人文学専攻入学定員は5名。この定員を充足したのは設置年度平成8年度(入学時点6名。9月、中退者1名)のみである。以降、平成9年度—1名、平成10年度—3名、平成11年度—2名、平成12年度—2名、平成13年度—3名、平成14年度—1名、平成15年度—2名と推移している。また、平成8年度入学者の内、3年次修了時点での単位取得満期退学者は3名、5年を要した単位取得満期退学者(内、1年間は休学)1名、同じく6年を要した者1名、中退者1名。3年次修了時点での学位取得者はなく、再入学後平成15年5月1日時点で学位申請中の者1名(9月28日、学位授与)。再入学し、学位申請準備中の者1名といった状況である。平成9年度入学者1名は在籍6年をもって単位取得満期退学、学位申請は行っていない。平成10年度入学者3名の内、2名は3年次修了時点をもって単位取得満期退学。その内、1名は再入学し、学位論文申請準備中。6年目を迎えた在籍者1名は平成15年度において学位論文申請中である。平成11年度入学者2名は学位論文申請を目指していたが、本年9月に一旦退学、

表 5-1 収支の学位の授与状況

入学年度	言語文化	思想文化	修了年度	言語文化	思想文化
平成5年	13	—			
平成6年	13	13	平成6年	7	—
平成7年	13	7	平成7年	17	10
平成8年	11	2	平成8年	8	9
平成9年	6	7	平成9年	11	3
平成10年	5	6	平成10年	7	5
平成11年	11	9	平成11年	6	3
平成12年	13	7	平成12年	11	8
平成13年	8	7	平成13年	11	5
平成14年	12	1	平成14年	8	11
平成15年	7	6	平成15年	—	—
合計	112	65	合計	86	54

再入学後にあらためて学位論文申請を目指すことになる。平成12年度入学者2名のうち、1名は次年度より2年間の留学。もう1名は3年次修了時点をもって学位取得。本学第1号の学位取得者となっている。平成13年度以降の入学者は、それぞれ3年次、2年次、1年次に在学中。以上が、本学人文学専攻の学生の学位授与に関わる全体的な概況の現状説明である。(なお、平成15年9月、2人目の学位授与者が誕生。10月にはもう1名の審査委員会が設置されている。)

【学位の授与方針・その基準に関する現状の説明】

本学大学院学位授与に関する基本的な規程は、「清泉女子大学大学院学位規程」(以下、「大学院学位規程」と略称)並びに博士の学位に関わっては、さらに「清泉女子大学大学院博士の学位申請取扱内規」①〔平成15年度以降入学者対象〕、②〔平成14年度以前入学者対象〕289頁の参考資料参照。以下、「博士の学位申請取扱内規」①、②と略称)などにその細則が定められている。

博士の学位を授与する者に関する規程は、「大学院学位規程」第3条、修士の学位を授与する者に関する規程は、「大学院学位規程」第4条に記述されている。博士の学位授与の要件は、同規程第5条、修士の学位授与の要件は、同規程第6条に定められている。

以下、それらをも踏まえ、学位の授与方針・その基準等に関する概要の具体的な説明を行う。まず、学位授与のプロセスについて。

本学研究科委員会では、平成14年度に博士の学位授与のプロセスに関する改革を行い、平成15年度入学者から新しい研究指導方針が適用されているが、平成14年度以前の入学者に関しては、従前の規程が適用される。平成15年5月1日時点における博士の学位授与の対象となる者は平成14年度以前の入学者ということになるから、まずは従前の規程に則り学位授与の方針とその基準等について記す。

まず、学位申請論文提出に際しては、所定の授業科目14単位以上を修得していること、既発表論文(印刷論文)3篇が公表されていること、学位申請論文提出以前に公開の中間発表会が開かれ、その発表会を経て指導教員の提出認可が得られることが、学位申請論文を提出するの必要要件である。

学位申請論文提出に際しての必要提出書類は「博士の学位申請取扱内規」②の第3条に記されているが、学位論文申請者は、まず題目届けを所定の期間内に提出後、これら指定された必要提出書類を定められた期間内に提出する。これらの手続きが完了すると、研究

科委員会において、申請者の提出資格の充足、提出手続きの完了等に関する申請者の指導教員の説明を受けた後、学位申請論文受理の可否が審議される。受理の可否は出席者の3分の2以上の賛成を以て決定する。

学位申請論文が受理されると、申請者の審査料納付の後、審査委員会が設置されるが、審査委員会は、「博士の学位申請取扱内規」第6条に規定するごとく、「本学大学院専任教員の中から選任された主査1名、副査2名の計3名」をもって構成される。加えて同条②項に記されるごとく、「審査委員会は、審査に必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て」、学内・学外の協力者を得ることができることになっている。

審査委員の選任は、指導教員が、提出された学位申請論文の内容を顧慮し、自分以外の2名を委嘱し、候補者を研究科委員会の審議に委ね、その承認を得て決定する。審査委員会は主査を互選し、学内・学外の審査協力者を求めるか否かを議し、求める場合には、候補者を研究科委員会に申し出、審議・承認を経て決定する。また、外国語の試験を、いつ、どのような形で行うか、外国語の試験を1か国語とするか、2か国語とするか等は、提出された学位申請論文の内容を勘案して、審査委員会が決定し、研究科委員会の承認を得て実施される。

審査委員は学位申請論文を査読、委員のみの委員会において審議の後、申請者を招請した公開の委員会において、学位申請論文を中心とした口述試問を行い、外国語の試験と合わせて学位授与可否の決定を行う。そして学位授与が決定した場合、主査は2000字程度の審査結果の要旨、試験結果を文書で研究科長に報告、研究科長は該当論文を所定の場所に7~10日間公開、研究科委員会メンバーの閲覧に供する。

そうした経過を経て、研究科委員会は休職者・海外出張者・国内研修者を除く3分の2以上の出席者を備えることを条件として、委員会主査より審査経緯、審査結果の報告を受け、別室での無記名投票、3分の2以上の賛成者を以て学位授与を決定する。また学位授与を決定するその折の研究科委員会においては、申請者の記述した申請者の学位申請論文の要旨、申請者の履歴書、既発表論文一覧(研究活動業績一覧)を配布、学位申請論文も原物があらためて回覧される。なお審査委員会主査の報告に際しては、他の審査委員も一人一人自己の評価に関するコメント並びに学位授与の可否に関する自己の意思の表明がなされる。学外審査委員に関しては書面による評価に関するコメント、学位授与の可否に関する意見が表明され、それを主査が代読する形を採る。外国語試験に関しても主査の外に外

国語試験担当者の所見、評価が開示される。

なお学位申請論文の量的な規程としては、《日本語圏：400字詰め原稿用紙で300枚以上、英語圏：A4ダブルスペースで200枚以上(上限500枚)。ただし、本文と註のみ。文献・資料は枚数に含めない。スペイン語圏：A4ダブルスペースで200枚以上(枚数に上限は設けない)、ただし本文と註のみ。文献・資料は枚数に含めない。》という申し合わせがある。

[点検・評価]

学位の授与状況に関わっては、博士課程が設置された平成8年度から数え、標準在学年数3年を経過した平成10年度末においては、学位取得者のみならず単位取得満期退学者も出ていない。11年度に於いて単位取得満期退学者3名を出しているが、学位取得者は出ていない。本学においては、学位取得に際しては、在学していることを必要条件としているから、学位を取得せずしていったん単位取得満期退学した者は通年在学期間6年を超えない範囲内で再入学し、あらためて学位取得を目指すことになるが、平成12年度博士課程に入学し、標準在学年数3年の枠内で平成15年3月学位を取得した1名を除いては、いったん単位を取得し退学してのち、再入学してあらためて学位取得を目指すものが多数派となりつつある傾向が見える。ほかに標準年数を超えて在籍しつづけ、そのかたちで学位取得を目指すものもあるが、いずれにせよ3年間での学位取得は厳しい状況にあると見てよい。本学に限らず人文科学系統の大学院においては、オーバー・ドクター問題は重要な克服課題といえようが、選抜時点での厳しい絞り込みを行ってもこの問題に関して、本大学院も一層の努力を必要としている。

[改善の方策]

そうした状況に鑑み、平成14年度において行った改革が、指導教員チームの結成による複数教員指導性の採用、1年次入学時における長期研究計画書、年次研究計画書の提出と1年次年度末の研究報告書の提出、2年次始めの年次研究計画書の提出、2年次10月の研究成果発表会の設定、3年次始めの「学位論文の概要」の提出等、学位申請論文の進捗状況を段階的に検証し、その進展を促進する体制づくりであり、申請資格の一つとしてあった既発表論文3篇を2篇に緩和する試みなどであった。これらの改革がどのような結果を産むか、平成15年度入学者の動向を見守っているのが現段階での状況である。

2) 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況

[現状の説明]

本学学位論文の審査に際しては、「清泉女子大学大学院学位規程」第11条第2項「前項の学位論文の審査に当っては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の大学院及び研究所の教員並びに本学研究所の教員の協力を得ることができる。」及び、「清泉女子大学大学院博士の学位申請取扱内規」第6条第4項の規程「審査委員会は、審査に必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、前2項に定める者以外の協力者(学外者を含む)を得ることができる。」の条項に則り本学関係者以外の審査への関与が認められている。そして本学大学院博士課程の学位申請論文の審査に際しては、これまでに設置された学位論文の審査委員会において、いずれの委員会も学外者の審査委員参与を要請、研究科委員会において承認されている。

[点検・評価]

学位申請論文の内容によっては、学外に申請者の論文内容に、より適切な研究者を持つ場合がある。また、学位授与のありようを外部の研究者の目に曝す学位授与の透明性、客観性の保証の上からも当該大学院関係者以外の審査関与は望ましいことと考える。ただし、その場合、審査論文の内容と学外審査者の専門領域との照合性、その審査者の学問的力量的高さなどが、当然の事ながら求められるべき条件であろう。これまでのところそうした条件は適切に行われていると判断される。改善策は、現時点では特に留意していない。

3) 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

[現状の説明]

博士課程・人文学専攻において、2年次在学者としてベトナムからの留学生1名が在籍するが、当人は故国ベトナムの大学において日本語教師を務めていた学生であるところから生活レベルでの日本語においては十分に習熟しており、不自由はない。博士課程在籍者でもあり、特別の指導はしていないが、学術論文等における日本語、文章の記述において、時に不適切な表現がみられるところから担当教員がレポート添削等、随時それぞれに気付いた範囲での指導を行っている程度である。なお、修士課程においては、現在、留学生

の在籍者はいない。

[点検・評価と改善の方向性]

博士課程進学者に関しては、日本語能力が不足する場合には、博士課程での勉学はすでに不相当として入学試験段階で不合格とされるのが通例であろうと思う。従って博士課程・人文学専攻においては、今後とも本人の状況に応じた個別指導が行われる程度のことであろう。

2 課程修了の認定

1) 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

[現状の説明]

本学大学院において標準修業年限にとらわれず課程の修了を果たすことができるという規程は「清泉女子大学大学院学則」第18条第1項、第19条第1項に規定されている。しかし、設置年度以降、現在までこれらの条項を適用した事例はない。

「2～5 教育・研究指導の内容・方法と条件整備」の総括

大学院研究科修士課程の教育課程に関しては、言語文化専攻日本語圏に関しては、過不足ない一般的、標準的な体制と言うべきであろう。ただ、願わくは国際的文化交流が重い意味を担う時代に際会して、方法論を備えた日本語教育の専任の教員の増員が欲しいところである。英語圏は学部の授業を担当している若い2名の教員が程なく言語文化専攻のカリキュラムを補強する戦力となることが期待されるが、社会の変容に即応する科目構成・教授内容等カリキュラムの検討は不断に点検されて然るべきことであろう。スペイン語圏における体制の偏りの是正ともどもまずは言語圏内部の調整によって解決が目指されるであろう。思想文化専攻に関しては、教員の増員が即時には望めない状況下においては、カリキュラムの充実のために単位互換制度の強化、利活用は目指されてよい一方であろう。まずは既設のカトリック三女子大学の委託生制度の有効活用が目指され、必要に応じ、学務委員会への申し出によって新たな単位互換が進められる手続となろう。

人文学専攻博士課程に関しては、自己の内部あるいは専門領域に閉ざされがちな学生を外に開く手立てとして異領域交流の場の設定、共同研究プロジェクトの立ち上げ、関連科目の補強充実、学会・研究会への参加の奨励、学生間の縦の学びの伝統の形成、刺激しあう横の競争的環境の造成等々が、修士課程学生を含めてもう一段、積極的に推進されてよい事々であろう。（関連科目の補強充実は、平成16年4月から一部実現した。）

学位授与にいたる研究指導の手続は本章の中に記したように平成15年度より改革が行われ、しばらくその成果を見守る段階にある。学位授与に至る一つの問題点として指摘されている外国語の能力を測る指標、客観的基準の明確化等にかかわる問題は、修士課程・博士課程ともに指摘されている語学力不足の是正の問題と合わせ、早急にもその方策が急がれるべき課題である。

大学院修了者の進路状況に関連しては、まず進路問題の前提として博士課程の定員をいかに充足させるかの問題があるが、この問題は博士課程の前段階としての修士課程の研究教育の充実度の問題とまっすぐにつながる。そして、この問題は即効的には解決しない時間を必要とする文字通り日常的な不断の努力の集積の上に、あるいはその上にしか答の出ない問題であろう。この自己点検評価にいかに真摯に取り組むか、その点検作業の上に大学の質的向上をどのように果たすか、その一点に事の成否はかかるであろう。大学院修了者の進路状況のいっそうの向上も同根の問題である。

教員の教育・研究指導の改善の問題に関わっては、病気加療中の者、一年間の海外研修にある者を除き、本学全教員が行った自己点検評価、「清泉女子大学における教員の活動」がその一つの試みである。また、一部大学院を含め、学部を中心に行った学生による授業評価、満足度調査、そしてこれから行われようとしているFD推進グループの立ち上げなどは、本学における教育・研究指導の改善の問題に一歩ずつ踏み込んでいく胎動期の動向である。

今後、さらに是正、練り上げられるべき段階のものであるが、前に進む確かな歩み出しの一步とはなっていない。

国際化への対応と国際交流の推進の問題に関しては、学部段階でのかなり充実した取り組みに対して大学院レベルでの大学院としての組織的な取り組みが不足していたことは否めない。まずは、大学院人文科学研究科の中に国際交流委員会を設置し、大学院において行うべきあるいは大学院においてこそふさわしい国際交流問題は何かの検討から始め、点検・検出されてきた課題を一つ一つ解決していくことが望まれる。これは、早急に取り組んでよい課題であろう。学位授与に関わる問題に関しては、本章の内に詳述したとおりである。